

ご利用案内

車両の返却について

[超過料金]

■原則、出発後にご契約の延長はできません。

超過料金は1時間あたり2,750円(税込)。予めこの料金を追加したご利用はできません。

[早期返却について]

■ご契約期間内の早期返却

(中途解約)の際は事前に店舗へご連絡いただき承認を得てください。
返却予定時刻以前の返却による未使用時間分の料金は返金できません
ので予めご了承下さい。

※返却に遅れる際は必ず事前に貸出店舗へご連絡ください。

[ご返却時の給油について]

- お客様の負担となります。貸出時、燃料は満タンとなっております。ご返却時に**満タンに給油してご返却下さい**。指定給油所・店舗近くのスタンドで給油をお願いします。
- 満タンでない場合は、下記の金額にて精算させていただきます。
 - ※燃料残量が半分以上満タン未満→7,700円(税込)
 - ※燃料残量が半以下の場合→15,400円(税込)

貸出中の車両について

[車内ご利用についての注意]

- ペットの同伴はご遠慮下さい。(ペット車両は除く)**
- レンタカーの車内は禁煙となっております。**
- 運転席・助手席以外の室内は、靴を脱いでご利用下さい。
- 走行中はベッド、火気の使用はできません。
- 走行中は席を立ちますと大変危険です。シートベルトを必ず着用し走行してください。

[車両の管理責任・修理費用]

- レンタル期間中の日常点検整備を含む、貸出車両の管理責任はお客様となります。
- レンタル期間中のタイヤのパンク、バースト、オイル補充等の修理費用はお客様ご負担となります。

装備品の破損・汚れについてのご負担(下記料金は税込です)

ふき取れない汚れ(1カ所につき)	2,200円～
シート、ブラインド等の破れ、穴あけ(1カ所につき)	11,000円～
土足・喫煙・調理等による汚れ	33,000円～
その他、装備品の破損	実費

放置駐車違反について

- 違法駐車に関する使用者責任の拡充や、民間委託の拡大等を内容とする「道路交通法の一部を改正する法律」(平成16年6月9日第90号)の施行に伴い、平成18年6月からレンタカーの放置駐車違反について法改正されました。

- ①レンタル貸出時に「自認書」にご署名いただきます。
この「自認書」は警察より「放置駐車違反情報連絡表」により連絡を受けた場合、警察に出頭を促すとともに、自認書等の資料と該当警察署に提出いたします。
- ②借受人が駐車違反を行った場合、借受人が自ら反則違反金を納付し、駐車違反に伴うレッカー移動等にかかる諸費用を負担いただきます。
警察から駐車違反に関する連絡が合った場合において、借受人が違反を処理していない場合は違反を処理するまでの間、貸渡し自動車の返還を拒否する等の措置をとる場合があります。
- ③借受人が反則違反金を納付せず、又は駐車違反に伴う諸費用を負担しなかった場合、これらを当店が負担した場合には、借受人はこれらの費用を当店にお支払いいただきます。借受人が違反を処理しない場合、以後借受人に対しレンタカーの貸渡を制限等の措置をとる場合があります。

その他

- その他の**貸渡に関する一切は「貸渡約款」に基づきます。**
- 料金および記載事項等は予告なしに変更することがあります。
- 地域・店舗によって配備される車種の仕様や料金が異なる場合がございます。予めご了承ください。
- 万一事故の際は損傷の大小・相手方の有無・加害・被害に関わらず必ず警察及び、店舗へご連絡ください。
- 詳細はキャンタルWEBサイトからご確認ください。

保険・保険補償

[保険について]

- キャンタルのレンタカーは、**車両任意保険**に加入しております。

[事故補償について]

- 補償内容は、当店加入の保険会社の約款及び店舗約款によるものとします。
- 保険約款の免責事項に該当する場合や、店舗規約に違反した行為による事故の場合、保険金は給付されません。
- 自損事故による車両の修理などにかかる費用は補償対象外となります。車両補償はお車同士の事故への適用となります。

対人賠償補償	無制限
対物賠償補償(1事故につき)	無制限(免責10万円)
車両補償(1事故につき)	時価(免責10万円)
人身傷害補償(1名につき)	3,000万円

下記のような状態及び運転による損害は、**全てお客様ご負担**(※保険金が支払われないケース)となりますのでご注意ください。
※飲酒、薬物による運転、無謀運転(道路交通法に違反するもの)
※海岸、河川敷のオフロード(公道以外の道路)走行。
※「運転免許証」提示をされていない方の運転によるもの。
※無断延長の間に発生した事故。
※キーをつけたまま駐車し盗難にあった場合。
※違法駐車などに起因したいたずらによるもの。
※チェーン等の取り扱い及び装着不備による損害。
※警察及び店舗への事故の速やかな届出がなかった場合、無断での示談。
※その他、保険規約の免責事項に該当する場合や、店舗規約に違反した行為による事故の場合。
※お客様の積載動産(手荷物、携帯品)については、当店では一切補償できませんのでご了承下さい。

ノンオペレーションチャージ(NOC) ※非課税

- 万一店舗の責任によらない事故・盗難・故障・汚損等が発生し、車両の修理・清掃等が必要となった場合、その損傷程度に関係なくその期間中の「営業補償」の一部として下記金額をご負担いただきます。
(車内装備の損害、シートの焦げ穴等もNOCの対象となります)
 - 事故車両で自走し、店舗まで返却された場合 …… 7万円+(修理日数×15,000円)
 - 事故車両で自走できず、店舗まで返却されなかった場合 …… 30万円

万が一事故にあわれた場合のご負担額

※自損事故の場合は、車両修理費用の全額をご負担いただきます。

保険の免責額	+	保険での補償額を超える損害	+	ノンオペレーションチャージ(NOC)
保険で補償されない免責金額をご負担いただきます。 対物賠償免責額 (1事故につき): 10万円 車両補償免責額 (1事故につき): 10万円		保険金が給付されない場合の損害額および 保険金を超える損害額を ご負担いただきます。		別途、NOC項目参照 自走して店舗に返却された場合 : 7万円+(修理日数×15,000円) 自走不能の場合 : 30万円

+	その他、事故処理に要した費用(車両引取り費用等)
+	車両の移動に伴う回送費用、レッカー代金等
+	車内外の各装備等の破損についての修理費用

※ロードサービスについては、店舗スタッフにご質問ください。

安心パック: 1,650円(税込)／日

- ・免責分(対物賠償免責額、車両補償免責額)を補償いたします。
- ・自損事故における車両修理費用の50%を補償いたします。

安心パック: 3,300円(税込)／日

- ・免責分(対物賠償免責額、車両補償免責額)を補償いたします。
- ・自損事故における車両修理費用の100%を補償いたします。

※安心パックは、その他事故処理に要した費用(車両引取り費用等)、車両の移動に伴う回送費用、レッカー代金等、車内外の各装備品の破損についての修理費用は対象外です。

事故・故障等トラブル時連絡先

- 車種毎に保険会社のサポートデスクに対応させていただきます。
下記にお電話いただき、レンタカーのナンバーをお伝えいただき状況をお話ください。事故時は必ず貸出店舗と警察にも連絡をしてください。

キャンタル岐阜可児店

事故・お車の トラブル(共通)	東京海上日動 緊急連絡先	0120-119-110
--------------------	-----------------	---------------------

ご予約の流れ

1 ご予約

🖥️ キャンタルWEBサイトからご予約

担当店から予約完了のメールをお送りいたします。

※お電話からのご予約も承っております。

HPで予約状況が見れるから便利だわ!



2 ご来店

ご予約の30分前までにご来店ください。
(書類の作成や車輛の確認等が必要です)
※万一遅れる際は、店舗へご連絡ください。

3 ご出発

- ①免許証のご提示とお手続き。
- ②予定料金のお支払い。
- ③車の操作説明と車両チェック後、出発です。

4 ご返却

- ①満タン給油。(指定給油場所・店舗近く)
- ②ご契約の時間までに車両を返却。
※万一遅れる際は、店舗へご連絡ください。
- ③超過料金等のご精算で契約終了。

支払い方法

現金・各種クレジットカード・銀行振込
PayPay



予約はホームページでカンタン!

http://www.cantal.jp/

スマートフォン、タブレットからも予約できます。



お問合せはこちらまで

TEL:0574-66-1056

受付時間/9:00~18:00

お問合せ

CANTAL 岐阜可児店

〒509-0201 岐阜県可児市川合127-1

TEL/0574-66-1056 営業時間/9:00~18:00



キャンピングカー レンタル

ご利用のしおり 料金のご案内

人生最高の瞬間に ——
美しい未来へと誘う、上質のクルージング。



貸渡約款（ 契約条項 ）

第1章／総 則

第1条（約款の適用）

1.当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。尚、この約款に定めるない事項については、第35条の細則、法令又は一般の慣習によるものとします。
2.当社は、この約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第2章／予 約

第2条（予約の申込み）

1.借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。なお、当社は、電話連絡並びに電子メールによる予約に応じますが、予約内容と実際に相違があった場合でも当社は責任を負わないものとします。

2.当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとします。

第3条（予約の変更）

借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条（予約の取消し等）

1.借受人は、別に定める方法により予約を取り消すことができます。
2.借受人が、借受人の都合により予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます。）締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。
3.前2項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払ふものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
4.当社の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。
5.事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

第5条（代替レンタカー）

1.当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）の貸渡しを申し入れることができるものとします。
2.借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件でレンタカー提供先の代替レンタカーを貸し渡すものとしま。なお、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとします。
3.借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの申入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。

4.前項の場合、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰する事由によるときには第4条第4項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

5.第3項の場合、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰さない事由による時には第4条第5項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

第6条（免責）

当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについて、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第3章／貸 渡 し

第7条（貸渡契約の締結）

1.借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第8条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。

2.貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第10条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。

3.運転者は、貸渡契約の締結にあたり、約款及び細則で運転者の義務と定められた事項を遵守するものとします。

4.当社は、貸渡サービスの基本通達（注1）に基づき、貸渡簿（貸渡原票）及び第13条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証（注2）の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者（以下「運転者」といいます。）の運転免許証の提示を求めるほか、その写しの提出を求めることがあります。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、借受人と運転者が異なるときはその運転者の運転免許証を提示するものとします。
注1）監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第138号　平成7年6月13日）の2.(10)及び(11)のことをいいます。
注2）運転免許証とは、道路交通法第92条に規定される運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。

5.当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提示を求め、及び提出された書類の写しをとることがあります。
6.当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することができます。
7.借受人は、貸渡契約の借受期間の延長はできないものとします。
8.当社は、借受人又は運転者が第5項から第7項に従わない場合は、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消すことができるものとします。なお、こ

の場合の予約申込金等の扱いについては、第4条第5項を適用するものとします。

第8条（貸渡契約の締結の拒絶）

1.借受人（運転者）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。
①貸し渡しレンタカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき、又は運転免許証の提示をせず、もしくは当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。
②酒気を帯びていると認められるとき。
③麻薬、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
④チャイルドシートがないにもかかわらず6才未満の幼児を同乗させるとき。
⑤指定暴力団若しくは指定暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
⑥当社の取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辞を用いたとき。

⑦風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用を損じ、又は業務を妨害したとき。
2.借受人（運転者）が次の各号のいずれかに該当するとき、貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
①予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
②過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。
③過去の貸渡しにおいて、第10条各号に掲げる行為があったとき。
④過去の貸渡し（他のレンタカー―事業者による貸渡しを含む。）において、第16条又は第21条第1項に掲げる行為があったとき。
⑤過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
⑥別に明示する条件を満たしていないとき。

⑦その他、当社が適当であると認めたとき。
3.前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人は、当社所定の予約取消手数料を当社に支払うものとする。なお、当社は、借受人から予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
第9条（貸渡契約の成立等）
貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡しるときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。
前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

第10条（貸渡料金）

1.貸渡料金は、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれ額又は計算根拠を料金表に明示します。
（基本料金、オプション料金、燃料代、免責補償料、特別整備料、引取配車料、その他の料金）
2.第2条に予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金をと比較して低い貸渡料金によるものとします。
3.貸渡料金については細則で定めるものとします。
4.基本料金は、レンタカーの貸渡時において、地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金によるものとします。

第11条（借受条件の変更）

1.借受人は、貸渡契約の締結後、第7条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

2.当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。
第12条（点検整備及び確認）
1.当社は、道路運送車両法第48条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

2.当社は、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。

3.借受人（運転者）は、前2項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

4.当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

5.チャイルドシートは、借受人又は運転者がその責任において適正に装着し、当社はチャイルドシートの装着について一切責任を負わないものとします。

第13条（貸渡契約の交付、携帯等）

1.当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人（運転者）に交付するものとします。
2.借受人（運転者）は、レンタカーの使用巾、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。

3.借受人（運転者）は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

4.借受人又は運転者は、レンタカーの返還とともに、貸渡証を当社に返還するものとします。

第4章／使 用

第14条（管理責任）

1.借受人（運転者）は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」といいます。）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。
2.借受人（運転者）は、レンタカーを使用する際には、法令、約款、細則、取扱説明書、その他当社が提示する使用方法を遵守しレンタカーを使用するものとします。
第15条（日常点検整備）
借受人（運転者）は、使用中のレンタカーについて、使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。
第16条（禁止行為）
1.借受人（運転者）は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
①当社の承諾及び道路運送法に基づき許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
②レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第7条第4項または第13条第1

項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。

③レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。

④レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改裝する等その原状を変更すること。

⑤当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。

⑥法令又は公序良俗に違反しレンタカーを使用すること。

⑦当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。

⑧レンタカーを日本国外に持ち出すこと。

⑨その他第7条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

⑩飲酒運転を行なうこと、当社の承諾を得ることなく、撮影またはイベント等にレンタカーを使用すること

2.本条、第17条又は第21条に該当する場合で、刑法に違反する行為があった場合は、当社は法的手続きを措置することがあります。

第17条（違法駐車の場合の措置等）

1.借受人（運転者）は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人（運転者）は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出勤して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金を納付し、及び違法駐車に伴うレンタカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。

2.当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人（運転者）に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出勤して違反を処理するよう指示するものとし、借受人（運転者）はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
3.当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されない場合には、処理されたまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとする。また、当社は借受人（運転者）に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求め、借受人（運転者）はこれに従うものとします。

4.当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人（運転者）に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人（運転者）はこれに同意するものとします。

5.当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合は又は借受人（運転者）の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人（運転者）に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」といいます。）を請求するものとします。この場合、借受人（運転者）は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。

①放置違反金相当額

②当社が別に定める駐車違反違約金

③探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用

第5章／返 還

第18条（返還責任）

1.借受人（運転者）は、レンタカーを借受期間満了時まで在所定の返還場所において当社に返還するものとします。

2.借受人（運転者）が前項の規定に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。

3.借受人（運転者）は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人（運転者）は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとする。

第19条（返還時の確認等）

1.借受人（運転者）は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。

2.借受人（運転者）は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社はレンタカーの返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。

第20条（借受期間変更時の貸渡料金）
1.借受人（運転者）は、第11条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

2.借受人（運転者）は、第11条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

3.借受人は、第11条第1項より当社の承諾を受けることなく借受期間を超えた後に返還したときは、第1項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の倍額の違約料を支払うものとします。

4.借受人（運転者）は、第11条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

【返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×300％】

第21条（不返還となった場合の措置）

1.当社は、借受人（運転者）が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとります。

2.当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への間取り調査や車両位置情報システムの動作等を含む必要措置をとるものとします。

3.第1項に該当することとなった場合、借受人（運転者）は、第26条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人（運転者）の探索に要した費用を負担するものとします。

第6章／故障、事故、盗難時の措置

第22条（故障発生時の措置）

借受人（運転者）は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、

直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとしま

第23条（事故発生時の措置）

1.借受人（運転者）は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

①直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

②前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き当社又は当社の指定する工場で行うこと。

③事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。

④事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。

2.借受人（運転者）は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。

3.当社は、借受人（運転者）の事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

4.当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、車載型事故記録装置が装着されている車両について衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとします。

5.当社は、必要が認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとします。

第24条（盗難発生時の措置）

借受人（運転者）は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

①直ちに最寄の警察に通報すること。

②直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

③盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに必要となる書類等を遅滞なく提出すること。

第25条（使用不能による貸渡契約の終了）

1.使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

2.借受人（運転者）は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。

3.故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。

4.借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。

5.故障等が借受人（運転者）及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金をから、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

6.借受人（運転者）は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章／賠償 及び 補 償

第26条（賠償及び営業補償）

1.借受人（運転者）は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用巾に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

2.前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとします。

3.借受人（運転者）は、約款第16条（1項㊹）（飲酒運転の禁止）に定める事項に違反して、事故を起こした場合は、いかなる理由によってもその責任を免除されず、当社に対して超過したときと金30万円を支払うものとする。なお、当該違反の結果、当社に損害が生じた場合には、借受人又は運転者は、別途当該損害を賠償する義務を負うものとします。
第27条（保険及び補償）
1.借受人（運転者）が第26条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

①対人補償　1名限度額　無制限

②対物補償　1事故限度額　無制限（免責金額10万円）

③車両補償　1事故限度額　時価額（免責金額10万円）

※自損事故（単独事故）の場合は車両の損害は担保されません

2.人身傷害補償　搭乗者1名限度額 3,000万円

1.借受人（運転者）又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

3.貸渡約款に違反した場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

4.保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額又は補償金は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

3.貸渡約款に違反した場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

4.保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額又は補償金は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

5.当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

6.第1項第2号又は第3号に定める保険金又は補償金の免責金額に相当する損害については、特約をした場合を除いて借受人（運転者）の負担とします。
第8章／貸渡契約の解除
第28条（貸渡契約の解除）

当社は、借受人（運転者）が使用中にこの約款に違反したとき、又は第8条第1項および第2項各号または第16条各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第29条（中途解約）

1.借受人は、使用巾であっても、当社の同意を得て次項に定める中途解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、別途定める規定に該当するときはを除き、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

2.借受人は、前項の解約をするときは、次の中途解約手数料を当社に支払うものとします。

【中途解約手数料＝{（貸渡契約期間に対応する基本料金）－（貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金）}×50％】

第9章／個 人 情 報

第30条（個人情報の利用目的）

1.当社が借受人（運転者）の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

①道路運送法第80条第1項に基づくレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証の作成等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。

②借受人（運転者）に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービスの提供並びに各種イベント、キャンペーン等の宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内。

③貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否についての審査。

④当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人（運転者）に対してのアンケート調査。

⑤個人情報の統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成。

2.第1項各号に定めていない目的で借受人（運転者）の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第31条（個人情報の登録及び利用の同意）

借受人（運転者）は次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人（運転者）の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報及び、全加盟システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

①当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合

②当社に対して第17条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合

③第21条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

第10章／雑 則

第32条（代理貸渡）

1.当社は、第7条第1項の規定にかかわらず、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを借受人に貸し渡すことができるものとします。この場合、当社は次の各号に定める事柄を遵守するものとします。（これを「代理貸渡」といいます。）

①事故、故障等のトラブルがあった場合において、当社の貸渡約款に用いる方が当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するよりも、利用者がとって有利であるときは当社の貸渡約款を適用すること。

②貸渡証は第3